

群馬大学大学院理工学府教務委員会規程

平成25. 4. 1 制定
改正 令和 4. 6. 1
令和 7. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院理工学府に、理工学府教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の募集、入学及び修了に関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) 非常勤講師に関すること。
- (4) 学生の異動に関すること。
- (5) 教員の担当科目及び資格認定に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (7) その他理工学府に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理工学府長が指名し、教授会の承認を得た委員長及び副委員長 各1人
- (2) 理工学府の各プログラムの教授から選出された委員 各1人
- (3) 理工学基盤部門の教授から選出された委員 1人
- (4) 情報学研究科長が指名する教員 1人
- (5) 食健康科学研究科長が指名する教員 1人
- (6) その他理工学府長が指名する教員 若干人

2 前項第4号及び第5号の委員は、理工学府において指導する学生が修了するまでの間、選出されるものとする。

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告 等)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(専門委員会)

第7条 委員会に審議の円滑を図るため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、入試・大学院係において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理工学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。